

生駒市市民自治検討委員会第1回調査部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第1回調査部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

先ず初めに、案件1の部会長の互選についてに入らせていただきます。

第3回の市民自治検討委員会で御協議いただきました設置要綱第7条第2項の規定に基づき、部会長を互選させていただきたいと存じます。

部会長の選出について、御意見等はございませんでしょうか。

<事務局>

それでは、検討委員会の第一回目から関わっておられます澤井委員にお願いしたいと思います。

<澤井部会長挨拶>

部会長のご指名をいただきました澤井と申します。よろしくお願いいたします。今日は、資料の検討事項を確認したうえで、今日は5つについて基本方向について確認していきます。

<事務局>

それでは、案件2の当部会の検討事項について御説明いたします。

配付いたしております当部会の検討事項についてという2枚もののペーパーと各部会検討事項という一覧表をお願いいたします。

本日以降の部会におきましては、6月8日の第4回検討委員会で御協議いただきました各部会の検討事項を順次検討願いたいと考えております。

調査部会の検討事項といたしましては、参画原則分野の条例制定手続きから連携分野の国際交流までの20項目となっており、第1回目の本日は、次第にございますとおり、(1)の条例制定手続き、(2)の総合計画策定、(3)の説明責任、(4)の長の責務及び(5)の執行機関・職員の責務の5項目を検討願うことといたしました。

なお、6月8日の検討委員会で告示いたしました、この一覧表におきましては、地域コミュニティ部会の下段にございます住民投票に係る2項目が調査部会の検討項目となっておりますが、委員会終了後の幹事会におきまして、各部会のバランス等を考慮して、この一覧表のとおりとすること、さらに、部会の検討状況によっては、このように部会の検討事項の変更があり得る旨の決定がなされましたので、よろしく御了承の程お願い申し上げます。

また、1月23日の第3回検討委員会の案件4の今後の予定についての資料で市民自治基本構想策定フロー図を御確認いただきましたが、本年度におきましては、来年度での条例化を念頭に置きつつ、条例に規定する項目、いわゆる見出し部分に当たる項目につきまして、ただいま御説明いたしましたとおり、テーマごとに設けております各部会の検討事項として、それぞれの項目における生駒市としての考え方を整理願ひ、それを来年度に予定いたしております条例化に際しましての骨格となります市民自治基本構想としてとりまとめることを幹事会にて了承いただいておりますので、この点につきましても御理解、御了承賜りますようお願いいたします。

それでは、事前送付いたしております生駒市市民自治検討委員会調査部会（第1回）検討資料をお願いいたします。

検討に当たりましては、それぞれの項目ごとに、まずは先進7市町の条例を比較いただきながら、生駒市としての考え方について、条例化の際の想定案文の例示をもとに、事務局案として各項目ごとに考え方、いわゆる基本構想の案を提案させていただき、その事務局案をベースに御議論いただきたいと考えております。

例えば、(1)の条例制定手続きという検討項目につきましては、ニセコ町の第54条、条例制定等の手続の規定、及び伊賀市の第18条、条例制定における市民参加の手続という2つの事例を参考に、下段の生駒市としての考え方の欄の条例化の際の想定案文として、まちづくりに関する重要な条例の制定、改廃に当たっては、市民の参加や意見を求めること。また、条例案の提出に当たっては、その市民参加等の状況を明らかにする旨を例示しており、この例示をベースに条例制定手続きについての考え方としては、太字のゴシック体で記載しております、「まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例、市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例及びその他、市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例の制定、改廃に当たり、市民の参加や意見を求めることを規定する。」という項目とともに、「条例案提出に際し、市民及び議会双方への説明責任を果たすため、市民参加の状況を明示することを規定する。」という表現で基本構想案とすることを記載しております。

委員の皆様方におかれましては、ただいま申し上げました各市町の条例を参考にした生駒市としての考え方の例示をもとにした太字のゴシック体の基本構想案につきまして、本日は、(1)の条例制定手続き、(2)の総合計画策定、(3)の説明責任、(4)の長の責務及び(5)の執行機関・職員の責務の5項目につきまして、順次御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

案件2の当部会の検討事項についての説明は以上でございます。

< 部会長 >

今年度の議論は、条例案よりも条例の考え方、基本構想について固めて

いくということです。審議していただくのは、検討資料の基本構想案のゴシックで書いている部分の議論になると思います。全体としては20項目ありますが、これらを条例の項目として入れるかがまず一つですね。それと合わせて基本構想について議論していきたいと思います。その前提として、条例を読まないとは駄目ですが。もう一つは他の部会で議論している項目ありますが、どの項目を議論しているのかを頭に入れながら議論していきたいと思います。

それでは、(1)の条例制定手続きについてです。

(1) 条例制定手続き

<事務局> 資料読み上げ

<部会長>

それでは、早速ご意見をいただきたいと思います。

<首藤委員>

事務局の提案ですが、2点教えていただきたい。まず、条例の名称はどういうのを想定されているのか。まちづくり条例か、市民自治条例なのか。次に例示の2番目ですが、提案者はどういった人、機関が提案者となるのか教えていただきたい。

<事務局>

条例の名称については、仮称として市民自治基本条例か、もうちょっと市民の方に分かりやすい表現に変えるか、皆様のご議論の中で考えていきたいと考えております。

< 部会長 >

言い方は難しいですね。基本条例ぐらいにしておきましょうか、仮に。

< 首藤委員 >

まちづくり条例とするのか、市民自治基本条例とするのかにより、意味合いが変わってくる。まちづくりであれば、都市計画的な意味合いになるが、市民自治であれば、市民が自治するイメージとなってきますよね。

< 部会長 >

市民自治基本条例でいくと思いますけどね。市の憲法みたいなものを作るわけですから、基本条例と仮にしておきましょう。

< 事務局 >

提案者というのは、議会と市長になりますかね。

< 首藤委員 >

一般市民団体は入らないのですか？

< 部会長 >

それはありうるでしょうね。条例改廃制定請求ができますからね。市民も入ります。

ほかにありますか。

< 小笹委員 >

広報広聴部会も聴かせていただきましたが、今作ろうとしているのは基本構想案ですね。基本構想案を見ましたら、例示として具体的に条例に条文化す

るであろうものをこういうものだという解説になってますよね。また、基本構想案を作ったあとに条例を作っていく作業になっていきますよね。何かおかしい気がします、それは置いといて、基本構想案を読ませていただきましたが、これはどこかの条例を解説しているものを参考されたのでしょうか。

< 事務局 >

基本構想案の1つ目は、伊賀市の条例の解説を参考に、2つ目につきましては、二セコ町を参考にさせていただいております。

< 小笹委員 >

伊賀市の前段ですけど、市民の権利を制限する条例とあるが、具体的にはどのような条例を想定しているのか？例えば、憲法上規定されている国民の権利を制限する条例はできませんよね。

< 事務局 >

たばこポイ捨て条例とか入ってくるのではないのでしょうか。

< 部会長 >

そうですね、景観条例とか、大型店規制とかも入ってきますよね。

< 小笹委員 >

実際に条例ができたとしますよね。権利を制限するものについては市民の参加を求めるとしたときに、どこからどこまでがそれに該当するのか、もっと分かりやすくしておく必要があるのではないのでしょうか。

< 事務局 >

今おっしゃてるのは、条例の規定の中にとということですか。

< 小笹委員 >

規定の中もそうですし、構想作るときも、市民の権利を制限する条例という文章だけが入っていると、なかなか市民の方にはイメージできないのではないのでしょうか。

< 部会長 >

具体例を説明しとけばいいですね。

< 首藤委員 >

拡大解釈のできるようなことになると、都市計画でまちづくり条例をつくると、例えば高さ制限とか、こういった建物は建築できないようにとかとなると、市民の権利を制限するという拡大解釈する人が出てくる。一市民の意見を聴いて、サインを求めて採択するとなるとややこしくなってきましたよね。

< 部会長 >

でも、それは拡大解釈というか、制限するのであれば、市民の意見を聴くのは当たり前じゃないかと思います。そこで、紛争の種が蒔かれるわけですからね。むしろ、拡大解釈でなく正当な解釈だと思います。権利の制限をするのであれば、市民参加、市民の意見を求めるのが趣旨ですから。だから、それはきちんと位置付けられていなくて、個々の作るほうの判断でやってたわけですからね。

< 田中委員 >

市民の参加どういう形でやるのか、どういう形で意見を求めるのかというのは、これの次の段階の問題となりますか。

< 部会長 >

そうですね。生駒市の市民参加条例はないですね。枚方市はどたばたしていますが、今市民参加条例を作っています。そういう基本条例の下に市民参加条例とか、パブリックコメント条例とか作っていくことなんです。

< 田中委員 >

社会の要請として特別養護老人ホームを建てるのと、とんでもない高さのものを建てるのは違いますよね。その場合、市民参加を良しとするのか、駄目とするのか、誰が参加をし、誰が意見を言うかによって変わってくるので、その辺のことは整理したほうが良いのでは。

例えば、とんでもない建物が、10階建ての建物が立つのはOKであるけれど、特養の建物が必要だから建てるのは違いますよね。ところが、とんでもない色の、とんでもないような高さの建物OKとなって、これがポイされるようなことが無いような検討はここでの検討課題となるわけですね。

< 部会長 >

そこまでいくかどうか、次の段階だと思います。市民の範囲、当事者の範囲をどう規定するか。例えば、市民参加推進条例とか、下位の条例を作るときの議論だと思います。

< 田中委員 >

そしたら、条文としたら、表現として市民の参加や意見を求めるということでもいいわけですか。

< 部会長 >

そうですね。

< 首藤委員 >

市民の自治、意見を追及していくことになると、市民の仲が良かったらいいけど、例えば枚方市であれば、総論としてはバスは走るのはいいけど、私の家の前にはバスが走るのは反対だ、結局、意見を聴いているとバスを走らせないようになってしまう。そういうようなことにならないようにしないと、市民の民意が上がらないと、今のままやると、今みたいな総論賛成、各論反対となってしまう。

< 部会長 >

ですから、総論賛成、各論反対となるのが、今の状況だと思いますので、どうやって民度を上げていくのか、というのはそこで提案して総論賛成、各論反対の議論を詰めていくしかない。そこで反対の意見を賛成の意見にしていくか。市民同士の議論も必要です。

< 首藤委員 >

そういうものを目指した条例であるということにしなければならない。

< 部会長 >

市民同士の議論をどういうふうに作っていくか、それ自身が参加のあり方、市民の民度を上げていく。今の市民の状況を前提にしては話は前に進まない。ただ、

どうやって変えていくのか。

< 中谷委員 >

高さ制限の話が出ましたが、それは建築基準法や都市計画法で網がかかっているものですから、それを検討委員会で議論するのですか。

< 部会長 >

それは具体的に条例を作るときに議論します。

< 中谷委員 >

そこまで踏み込んだ条例を作れるのですか。都市計画法とか建築基準法とか国が定めた法律であるのに、ここで議論するのですか。

< 部会長 >

ここでは議論しませんよ。考え方とか方向です。都市計画法で規定しても具体的には条例でやりますから。条例を議会で審議する、条例案を市が提案するとき、その点については、例えば京都市の例では50mを30mに規制しましたよね。そのときには大分議論しました。特に不動産業の方は反対しましたよね。そういう議論しながら、限界までもっていった。そういった意味では観光業者も含めて議論していきました。そういうところで議論していく手続きが必要なわけです。具体的には、都市計画条例とかは違うところで議論し、考え方をここで議論するということです。

< 事務局 >

先ほどの、総論賛成ですが、こういう意見もありましたと、データを数値的に出せるか分かりませんが、条例案を議会に上程するときに、意見を聴きましたと

ということで議員にお知らせさせていただいて、それも踏まえて参考に可決するのか否決するのか、議論いただく、そういう流れになると思います。

< 首藤委員 >

この条例を定めても、市民の意見を100%聴いて決めるということではできませんが、最終的な判断は議会の議決になりますが、議決の参考としてこういう意見もありましたということを経済に提言するというのが基本的な考え方ですね。市民の方も関心をもって意見を言える、議員の方も意見を尊重してということになるような、手法をこの条例で定めていくということですね。

< 部会長 >

手法というより手続きですね。

条例制定手続きについての項目については取り上げると、基本構想案としてはこれでいいのではないかと。また後で議論しても構いませんので。

それでは、次の項目に進みたいと思います。

(2) 総合計画策定

< 事務局 > 検討資料読み上げ。

< 事務局 >

補足ですが、総合計画、基本構想、総合計画に対する実施計画も地方自治法に基づいてやっているわけですが、あえてここに入れました。入れなくてもよかったのですが、上位法ということでここで規定しました。

< 部会長 >

地方自治法上は基本構想ですかね。ですから、地方自治法に書いてあるのを、改めて市民参加のもとで作り、規定するということですね。

< 小笹委員 >

基本構想は自治法にあって、しかも議会の議決事案になっていますよね。総合計画を市民参画という形で作って行って、計画となって、議会に諮るという段取りを取るのがいいと思うのですが、ここで基本構想だけでなく、名張市みたいに基本計画も含めて議決事案にすることがいいのではないかと、そこまで明示したほうがいいと思う。色んな段階で行政、議会、市民が関わっているというのを作るのが必要だと思います。基本構想案に明記する必要があるかどうか分かりませんが。

< 事務局 >

現実的な話として、基本構想を議会に提案させていただくときに、計画部分も含めた審議をしていただいているのが現状だと思います。この基本条例では、市民参加の下に基本構想、基本計画を立てるとするのが大事であって、議会にそれを含めてどうするかということは具体的な条例のところでご審議いただければと思いますので、ここでは市民参加が大事ですよという審議になるかだと思いますので、議会には当然、計画と構想を分けて構想だけを審議していただくのは現実として難しいので、そのへんを条例として謳うかどうかは微妙な部分だと思いますが、実質的にはご審議いただいている内容だと思います。

< 小笹委員 >

例は余りないですけど、議会基本条例では議会自身が議決事項としてこういうもの、こういうものと定めませんが、それはそれでいいんですが、これは市の憲法

ですから、自治法に書いているとおり基本構想に従って市を運営していくと、その付随の関係である基本計画についても市の運営の基本的な方針であるならば、執行機関と議決機関にも策定に関っているという形にしていくのがあるべき姿だと思うのですが。

< 事務局 >

実態としては、基本構想が議決事項ですが、基本構想も基本計画いわゆる総合計画も議会で議論いただいて、総合的に判断していただく手続きとなりますので、明文化することに関してはやぶさかでないですが、総合計画策定に当たっては、議会に挙げるのを前提としているという考え方の中で、市民参加の方にスポットを当てて基本構想とさせていただいているというのが本意でございます。

< 首藤委員 >

だから、これからは市民に犠牲を強いることも多いから、市民に参画してもらって、理解してもらった上で、決めていかないと、何も知らないで決めてしまうと難しい問題も出てくると思いますので、市としては大変だと思いますが、きちんとしていたほうがよい。

< 部会長 >

議会のほうで議論しましょうかね。これは議会の権限を拡充するということで、明文化したらいいと思いますので。

それでは、この項目で取り上げること、基本構想案でこの方向でいいですか。それでは次お願いします。

(3)説明責任

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 事務局 >

事務局案の例示では努めなければならないとしていますが、この書き方の議論については、来年度以降となりますが、内容としては市民の皆さんに説明する義務があるということです。

< 小笹委員 >

基本構想案で説明する責任があると明記しているので、これでいいのでないでしょうか。

< 部会長 >

これでいいでしょうか。

そしたら次に進みましょうか。

(4)長の責務

< 事務局 > 検討資料読み上げ。

< 李委員 >

基本構想案のところで、市長は、市民から直接選挙で選ばれた代表機関である、とありますが、全体を通して疑問なのですが、市民をどういうふうな対象として、こここのところで住民と使われていますので、市民と住民とを生駒市としてどう使うのかをここで確認して、文言を決めていくのが必要なのかなと思います。私は選挙権がないので選挙に行けないですが、そうすると市民でないのかなと思ってしまうわけですが、20歳以下の未成年者も選挙権がないですし。住民という言葉

葉をどう使っていくのかを説明していく必要があるのでは。

< 事務局 >

先日行われました広報広聴部会の用語の定義の中で、市民とはという用語があり、その中で議論いただきましたが、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むもの、市に関わる方を全部網羅した形ですが、特定の、例えば選挙とかそういう部分についてはその中でも限定していくという話がありました。今度、住民投票とかの項目の議論になってきたときに、まずはそういう方々が対象となってるわけですが、そういうところに外国の方もどうしていくのかも議論していただっていく形になっていくのではないかと思います。

< 李委員 >

ここの市民というのは？

< 事務局 >

ここで市民といっているのは、選挙ということに関わってきますので、狭義の意味での市民ですね。

< 李委員 >

それは分かりますが、これを読まれたときに、市長というのは直接選挙で選ばれた人なのかなというイメージが先行してしまうということで、多様な人がともにまちづくりをしていくという趣旨に合わないのかなと思います。

< 首藤委員 >

市民からというのを取ってしまったらいいのではないか。

< 李委員 >

せっかく最初で市民はこのまちにともに住む生活者ですよと規定されているのに、中でこういった限定をすると市民という概念が混乱するのではないか。

< 部会長 >

そしたらこれを削ったらいいのではないのでしょうか。

< 首藤委員 >

ここでお願いがあるのですが、市長は市の代表として事務を積極的にしていただきたいですし、生駒市職員も優秀な方がたくさんいらっしゃると思いますが、官より民という流れがありますが、民間の考え方をどんどん活用していかないと、時代の流れについて行けない。ですから、市民の方の人材育成ということも努めていかなければならないが、外部人材の活用も積極的にしていかないと今の時代について行けないと思います。それでよい行政提案していただきたいと思うのですが。

< 部会長 >

私も賛成ですが。

< 首藤委員 >

職員の中に一時的に民間の人を入れることはできないのか。

< 部会長 >

それはできます。寝屋川市はやっていました。

< 事務局 >

期限付任用ということで期間を限って採用すると、その時点で職員になります。民間の方がそのまま行政の中で業務をするとなると、例えば委託とかになります。民間へのアウトソーシングですが、ここの基本条例で謳うのか、総合計画等で行政の運営といった観点から、組織のあり方とか業務のあり方とか謳われてくるのかなと思いますが。ここで謳うのがよいのかどうかですが。

< 首藤委員 >

民間の人材をどんどん活用するようにしたらということですよ。

< 部会長 >

その辺ははっきりしていませんよね。協働とか民間との協力とかは今色々な形で出てきていますよね。例えば指定管理者制度とか。その中に人材の直接的な登用活用あってもいいかも知れないですよ。それをここで規定するのか、他のところで規定するのか。あるいは、協働参加に関する条例とか作ってその中に書き込むか、そういう問題かも知れないですね。

< 事務局 >

今おっしゃたように知識を持った方を職員として採用するのはあまり無いですが、この検討委員会でも公募の方で、知識を持った、情熱のある人に入っているのは事実ですし、これに限らず最近立ち上げた委員会も公募してますし、タウンミーティングでも市の情報を積極的にお伝えして、市民の方の知識を高めようとしているのも事実ですし、その辺は明文化したものは無いですが、市としてはそういう方向で動いていると思いますが。

< 部会長 >

その他何かありますか。

< 李委員 >

住民と市民とをどう使っているかわからないのですが。

< 部会長 >

広報広聴部会の方ではそういう話がありましたか。

< 事務局 >

文言で市民というのは、どういうのが市民というのを検討しましたが、住民というのはなかったですね。

< 李委員 >

この文章の中でも住民と使ってる部分がありますけど、どう使い分けしているのか。

< 事務局 >

はっきり申し上げると、概念が、市民あるいは住民という捉え方はしていなくて、生駒市に関わる方すべてであると、その中で、選挙とかでケース、ケースで判断していこうと。

< 李委員 >

生駒市の国際化基本指針を86年に作る時に、外国人も市民なのか住民なのかという議論があり、市としてどういう言葉をこれから使っていくのかという、

それまでは在日外国人という言葉を使っていて、生駒市に住んでいるのに在日外国人という言い方はおかしいのではないの？生駒市の外国人、市民でないかという話が出て検討した結果、外国人住民という言葉を使うということになったのですが、市内でも徹底されていなくて、在日外国人という言葉だけで、そこは市民も外国人もともに住んでいる市民なんだということをどう皆さんと共有していくのかということとかで、言葉の問題は大事だと思うんです。ある時は、外国人市民と使ったり、外国人住民と使ったり、外国人で終わったり、そういう時、せっかく皆で市民自治を作っていくので、外国人市民という言葉でくくっていくのかこのあたりの論議が必要なのでないか。

< 部会長 >

法的には、住民の定義がありますよね。地方自治法第10条第1項で。普通地方公共団体の区域に住所を有する者はその地方公共団体の住民とする。という規定がある。それが基本的には住民の定義で、国籍を問わない。自然人とか法人も問わない。というのが解釈となっています。その解釈に基づいて最高裁の小法廷が、定住外国人は住民であるから参政権を付与するかは立法の問題だと言って、最高裁が地方自治法を根拠として住民を定義している。だから、住民をどういうふうに代表を選ぶかについては立法の問題です。それが一つです。その整理をしたほうがよい。市民はもっと広い意味になる。通勤・通学者も含めて。日本国民たる20歳以上の男女を市民と言ったり。ところが、住民投票の方で議論になると思いますが、18歳以上にするかどうかという問題では市民の範囲が変わってきます。そのあたりを具体的に定義していく必要があります。

< 事務局 >

総人口と住民基本台帳人口とを以前は分けていましたが、今は総人口ですが。

< 部会長 >

23区は早かったですね。住民基本台帳人口と外国人登録人口、合わせて区の人口としています。ただ、問題なのは外国人登録の場合は個人だから世帯が出てこない。何世帯あるか分からないから、名寄をしないといけない。川崎市は名寄しています。例えば、住民投票の議論で外国人も定住外国人であれば住民投票できるというのがありますよね、米原町が最初でしたかね。そのときに誰であるかという、個人だけれども。そういう意味では住民基本台帳の組み換えが必要です。例えば、外国人も直接請求、監査請求、住民訴訟はできる。要するに納税者である権利において、地方自治法上の権利を行使することができる。

< 田中委員 >

市民、住民とか辺のことをもっと神経質になって明文化しないといけない。

< 部会長 >

定義をきちんとして、どういう権利があるかを明確にしないといけない。

< 小笹委員 >

基本構想案の市民からというのは削除したほうがいいですね。

< 部会長 >

いずれにしても条文化するときにこの議論はきちんとしたほうがいいですね。それではこれでよろしいでしょうか。次お願いします。

(5) 執行機関・職員の責務

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

生野町と篠山市が自ら地域社会の一員と認識しとありますね。大阪市は当てはまらないですね。8割が外ですから。生駒市はどうですか？

< 事務局 >

大体半々くらいですかね。

< 部会長 >

地域の一員であるということは、生駒市に限らないで地域で生活している者ということですかね。これは大事な視点だと思います。職務専念義務だけでなく、地域に生活している者としての自覚を持ってもらいたい。市民として、生活者としての目を持ってもらいたいですね。

< 事務局 >

職員で奈良市に住んでいて生駒市で勤務している場合、そのときの一市民は奈良市民か生駒市民かとするのか複雑ですね。

< 部会長 >

ピッツバーグに行ったことがあるのですが、朝新聞見たら、職員6人罷免されていました。ピッツバーグ市の職員はそこに住まないといけないのですが、ばれてしまいました。日本では認められないですね、居住の自由は憲法で保障されていますから。

< 田中委員 >

地域の一員という文言を入れたほうがいいと思います。これが基本となると思いますから。

< 島岡委員 >

基本構想案の中の自らの知識や技能の向上は個人的な事になってきますので、誠実かつ効率的に職務を執行するのも、知識や技能の向上しなければならないわけで、宝塚市のまちづくりの基本理念にのっとりとか、伊賀市の市民の負託に基づくことを自覚しとか、職員のことよりも市民の想いというか、そういうのを入れていったらいいと思います。

< 久保委員 >

市民でなかったとしても、その気持ちになってやってもらわないといけないと思います。その辺のことを文言として入れといて欲しい。

< 事務局 >

事務局の方で、地域の一員としての案文を考えさせていただきます。

< 部会長 >

あと、全体の奉仕者でなく、ミッションという形で。例えば宝塚市の第5条第2項ですね。あるいは、伊賀市の第45条とかですね。

それでは私の方から1点ですが、条例制定手続きのところ、基本構想案のとおりでよいということになったのですが、かなり大きな議論ですので、考えていただきたいのは、市民の権利を制限する条例とありますが、市民の権利を創設する条例もあるわけですよ。例えば住民投票条例で18歳以上、あるいは外国人に権利を与える、そういう意味では創設するものもありますよね。その点では書き加えたほうがいいと思うんですが、そうすると市民の権利とは何かとなってくる。一番問題なのは、地方自治法で住民の権利の条文があるんですが、それは公の施

設を利用する権利だけなのです。義務は納税の義務とか書いています。地方自治法第14条1項の住民の権利は貧しいわけです。国民としての権利は憲法に書いていますが、住民としての権利はそこしか書いていない。そういう意味では住民自治の権利は無に等しい。そういう点では、基本条例で住民の権利をできる範囲で規定する必要があるのではないかと思う。そのなかで権利の創設というのも入ってきますしね。それを問題提起として考えていただきたい。今は、分権改革の議論が盛んですが、行政内分権なので、住民自治の議論がされない。なぜ市民が分権改革に関心がないかということ、自分の権利に関係がないからですね。行政内部で議論しているだけです。都道府県と市町村、国と市町村とか。そういう意味では、住民の権利はないがしろにされている。分権改革で地方自治法の改正をすべきだと思います。そういう点では、基本条例で住民の権利を明確にすると、生駒市の独自性が出るのではないかと。

その他なければこのあたりで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。